

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正案の概要について

1. 趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）の改正により、地方公共団体等に勤務する非常勤職員で、一定の要件（※）を満たす者は、10月1日より、地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員とされ、法の短期給付の規定が適用されている。

これに伴い、組合から被扶養者の認定を受けた者についても、法の短期給付の規定が適用されることとなったが、被扶養者の認定にあたり、共済制度と健康保険制度では、被扶養者と認定する者の所得要件が異なっていたため、地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公第10号）の一部を改正し、健康保険制度の所得要件と合わせることにする。

（※）地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第2条第1項第5号から第7号に規定する要件による。

2. 改正の内容

（一）地方公務員等共済組合法運用方針

第1章 地方公務員等共済組合法関係

○ 第2条関係

- ・ 組合が、被扶養者の認定にあたり確認する所得要件について、以下の①又は②に該当する者は、年額130万円以上180万円未満の所得がある場合であっても被扶養者として取り扱うこととする。

① 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する場合

② 60歳以上である場合

（二）地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正（令和四年九月三十日総行福第三百十二号）

○ 附記

- ・ 10月1日から適用された運用方針の改正において、法において被扶養者とならなかった60歳以上であって、年額130万円以上180万円未満の所得がある者を12月31日まで被扶養者とみなすとした。当該経過措置を令和5年3月31日まで延長する。

3. スケジュール

令和5年4月1日から適用

（ただし、2の（二）については令和5年1月1日から適用）